

平成 30 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会

会 議 録

1 日 時：平成 30 年 7 月 18 日（水）午前 9 時 30 分～午前 10 時 20 分

2 会 場：千葉中央コミュニティセンター 4 階 41 会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、加藤邦博委員、宗近功委員

（2）事務局

今井経済農政局長、加瀬農政部長、時田農政センター所長、石出農政課長

4 議 題

（1）千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について

5 議事の概要：

（1）千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について審議を行った。

6 会議経過

【石出農政課長】 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また、暑さが続く中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、農政課長の石出と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は一部事前に送付させていただいておりますが、資料 1 から 6 までございます。資料 1、ふるさと農園指定管理者募集要項（案）。資料 2 としまして、同じく、管理運営の基準（案）。資料 3、同じく、予定候補者選定基準（案）。資料 4 として、同じく、様式集（案）。資料 5、各資料の主な変更点一覧。資料 6、事業者選定に係る審査方法等について。及び参考資料として 1 から 4 までございます。

過不足等ありましたら、お知らせ願いたいと思います。

なお、資料 1 から 5 までの資料につきましては、情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報を含みますことから、本日の部会終了後、回収させていただきますので、ご了承願います。ただし、資料への書き込み等については差し支えございませんので、よろし

くお願いしたいと思います。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員は、総数5名中の5名でございます。したがって、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項により会議は成立しておりますので、報告いたします。

次に、会議の公開及び議事録の作成についてですが、お手元の参考資料1、千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてをご覧くださいと思います。

1の会議の公開の取扱い、(1)のただし書きにございますとおり、公募の方法により指定管理者予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は非公開とすると当委員会において決定されております。

したがって、本日の会議は募集条件、審査基準に関する事項の審議に当たりますことから非公開となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、議事録につきましては、事業者の選定後、不開示情報に当たるおそれのある部分を除きまして、原則公開する予定でございますので、あわせてご了解願います。

それでは、開催に当たりまして、今井経済農政局長より一言ご挨拶申し上げます。よろしく願います。

【今井経済農政局長】 おはようございます。経済農政局長、今井でございます。

本日は、第2回農政部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日でございますけれども、ふるさと農園の募集を行うに当たりまして、第1回の部会におきまして委員の皆様から頂戴いたしました評価内容を踏まえまして、公募に係る募集の条件、審査基準などにつきまして事務局案を作成いたしましたので、これらをご審議いただきたいと思います。

今回、施設に関しましては、ビジョン、ミッション等に変更を加えてございます。そういった面からも、委員の皆様方、それぞれのご専門の立場からさまざまなご意見を頂戴いたしまして、今後の募集や選定に反映させていきたいと考えております。

慎重なご審議賜りますようお願い申し上げまして、私のご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【石出農政課長】 なお、今井局長につきましては、業務の都合によりここで退席とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【今井経済農政局長】 申し訳ございません。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【石出農政課長】 それでは、議事に入らせていただきます。

ここからは大原部会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、ただいまから平成30年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を開会いたします。

議題(1) 千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事

項についてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

【時田農政センター所長】 農政センター所長の時田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、ふるさと農園につきましては、前回、6月27日の選定評価委員会におきまして、総合評価をお願いしたところでした。その中で、委員会の意見として、適正な施設管理を行い、市民に農との触れ合いの機会を提供できているといえる。その上で、さらなる農との触れ合いの機会の充実についてその方法を十分検討されたいというご意見を頂戴しておりまして、本市といたしましても、平成28年度から施設のあり方の検討を行ってまいりましたが、平成31年度以降も引き続き農業関連施設として活用することといたしまして、指定管理者を公募することといたしました。

公募に当たりましては、民間のアイデアを生かせるよう、自主事業の実施に当たっての施設の自由度を高め、農との触れ合いの更なる充実を図りたいというふうに考えております。

こうした考え方に基きまして、募集要項案をはじめとして、募集関係の書類を整えましたので、重要な点、主な変更点を中心にご説明させていただきます。

なお、資料1から4を使って説明させていただきますが、資料5として、各資料の主な変更点の一覧を配付させていただいておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

初めに、資料1の募集要項についてご説明いたします。資料1というタグの資料ですが、こちらは、本市で指定管理者制度を所管しております業務改革推進課が全庁的に標準的なひな形として示しているものに施設の特性等を加味してつくっております。

募集要項の2ページをお願いいたします。1の指定管理者募集の趣旨ですが、平成31年4月1日から指定管理者を広く公募し、管理運営と農との触れ合いを充実させるため、自主事業を含め、施設の効用を十分発揮できるよう、創意工夫のある提案を募集するものです。

続きまして、3ページをお願いいたします。ページの中ほどの表ですが、1の募集要項等の公表・配布から11番の指定管理者の指定・協定の締結までのスケジュールを示しております。記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。4の管理対象施設の概要、(1)設置目的等ですが、条例上の設置目的は、農林業に対する市民の理解を深めるとともに、いこいの場を提供し、農林業の振興に寄与するため設置しております。

ビジョンにつきましては、ここには前回のものが、記載がないんですが、これまで、「市民が土や自然に親しみ、農産物の生産や加工の実習などを通し、農業に対する理解を深めるため必要な事業の拡充」としておりましたが、施設全体を活用することで農との触れ合いを充実させたいことから、「市民が土や自然に親しみ、実習や体験などを通し、農林業に対する理解を深めていくこと。」また、「当該施設における農と触れ合う機会を通じて、農林業に対する理解を深めていくこと」といたしました。

ミッションにつきましては、これまで、「農業に接する機会の少ない市民が農業につい

て学ぶことができ、日本の農村原風景を再現したいこの場に触れることにより、農林業に親しみを持たせる」としておりましたが、施設での体験を重視いたしまして、農業に接する機会の少ない市民に農を学ぶ機会を提供すること」に加えまして、「農と触れ合う『コト体験』を提供すること」といたしました。

次に、(3)の施設の概要ですけれども、4ページから5ページにかけて記載していますが、田園エリアの民家につきましては、老朽化が著しいため、平成31年1月から3月の間に解体撤去の工事を行う予定ですので、こちらには記載してございません。

続きまして、6ページの4の指定管理者制度導入に関する市の考えですけれども、指定管理者制度導入による市民サービスの向上により、さらに多くの市民に利用してもらい、施設利用者の満足度を向上させる効果を見込んでおり、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用し、会議室など、貸出施設利用者の増加と施設利用者の満足度を向上させることを期待しております。

そこで、成果指標は、諸室利用者数——これは会議室等の貸出施設の利用者数——と利用者満足度の2項目としたいと考えております。

数値目標といたしましては、諸室利用者数は過去3年間の実績の平均値の1割増しということで、1万3,000人以上、利用者満足度については90%以上といたしました。

次に、5の指定管理者が行う業務の範囲の(2)自主事業として行うことができる事業ですが、今回、新たにウの部分ですけれども、栽培指導付市民農園・収穫体験・農畜産物の食の体験を加えました。これは田園エリアでの自主事業を想定して加えたものでございます。

次に、6の市の施策等との関係についてですが、公の施設の管理者である指定管理者に求める公的責任として、市の施策等について市と同様に行うべきことを記載しております。

次に、8ページの7の指定管理者の公募手続ですが、指定管理予定候補者の募集から指定までの具体的な説明を記載しております。

10ページをお願いいたします。8の募集に関する事項ですけれども、こちらは15ページまで続きますが、応募資格ですとか、失格事由、提出書類、留意事項などを定めております。

続いて、16ページをお願いいたします。指定管理料の基準額ですが、財政課と協議を経た上で、5年間の総額で1億8,590万円といたしました。1年間では3,718万円となります。これは、これまでの指定管理の実績から、今回廃止する事業の経費を差し引いて、さらに、今後の消費税改定ですとか、物価の上昇を加味したものでございます。この基準額は指定管理料の上限額でして、この金額を上回る提案については失格となります。参考までに、これまでの指定管理料を申し上げますと、28年度及び29年度はともに4,430万円。30年度につきましては、民家の解体撤去工事に伴いまして、田園エリアの3カ月の閉鎖という変則的な管理運営を行うことから4,020万円となっています。

次に、(5)の利益の還元についてですが、指定管理者が管理業務や自主事業の実施によりまして利益を得た場合、その利益の一部の還元をお願いしています。還元額の計算方法については17ページに記載しておりますが、指定管理料や利用料金収入、自主事業

収入を含む総収入額から総支出額を引いた結果、剰余金が生じ、その剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1を市に還元するというようにしております。

続きまして、資料2の管理運営の基準をお願いいたします。こちらにつきましては、指定管理者が行うべき業務の詳細について記載しまして、市が指定管理者に要求する指定管理業務の基準を示すものでございます。こちらについても重要な点、主な変更点のみを説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。指定管理者が行う業務の範囲・内容を記載してございますが、業務の範囲につきましては、1の施設運營業務、2の施設維持管理業務、4ページに行きまして、3の経営管理業務に加えまして、4の自主事業ということになります。

4ページの下の部分から、施設運營業務基準を記載しておりますが、8ページをお願いいたします。(5)の各種農林業体験教室の開催運營業務ですけれども、実施回数ですとか、参加対象者数の条件を示しまして、事業者の提案による事業を行う企画提案型業務といたしまして、開催回数は60回以上としています。これにつきましては、今後、今回、田園エリアを自主事業の実施場所としたいというふうに考えておりまして、平成29年度の実績から、田園エリアで実施していた教室分を除きまして60回以上の開催を条件といたしました。

9ページをお願いいたします。一番上の部分の3の田園エリア運營業務ですけれども、田園エリアは自主事業での活用を考えております。そのため、業務は建物管理のみというふうにしてございます。

10ページから15ページまでは施設の維持管理業務の基準を記載してございます。

15ページから21ページにつきましては、経営管理業務基準を記載しておりますけれども、こちらについては、特に大きな変更はしておりませんので、説明は省略させていただきます。

22ページをお願いします。第6の自主事業の1の基本要件の(3)についてですが、指定管理者が自主事業実施に当たりまして、利用料金の定めがある施設を利用する場合は、利用料金を指定管理者自身に支払う必要があること。これは、例えば会議室で自主事業を行う場合、会議室の利用料金を指定管理者が自身に、その料金を払うということです。

また、利用料金が設定されていない場所、例えば田園エリアの圃場等で自主事業を行う場合は、市が算定しました行政財産使用料を市に支払う必要がありますので、また、参考までに行政財産使用料を記載したものでございます。

23ページをお願いいたします。(10)ですけれども、ふるさと農園は民間の住宅ですとか学校に隣接しておりますので、近隣への影響が心配されるような自主事業を行う場合、騒音、臭気等の対策を講じること、また、影響を受けることが想定される住民や学校関係者に対しては事前に説明し、了承を得ることを条件としてございます。

次に、4の栽培指導付市民農園・収穫体験・農畜産物の食の体験についてですが、適切な商品管理・衛生管理を行うことや、24ページの上段のとおり、農畜産物を使用した

食の体験を実施する場合は、地産地消や農と触れ合う機会の提供に配慮することを条件としております。

次に、田園エリアの活用ですけれども、市が本施設、特に田園エリアを活用して積極的な事業展開を期待していること。また、民家の解体撤去をした後の土地を自主事業で活用できる旨を記載してございます。

続きまして、資料3の指定管理予定候補者の選定基準に移らせていただきます。こちらにつきましては、審査方法ですとか、応募者が提出する提出書類を評価するための基準を示したものでございます。具体的には、候補者を選定する際の審査の流れ、審査項目、配点、採点の基準と方法などを記載してございます。委員の皆様には9月に開催予定の部会において、こちらの選定基準に示す採点基準によりまして、応募者から提出された提案書を採点していただくということになるものでございます。

選定基準の2ページをお願いいたします。(4)の審査等の流れですけれども、上から3つ目の四角い枠で囲った部分にあります形式的要件審査ですけれども、こちらは提案書を含む応募者からの提出書類をもとに、アの応募資格の各要件を満たしているかどうか。また、イの失格要件に該当するものはないかを確認するものでございます。

この審査を通過した応募者については、第2次審査の提案内容審査に進むことができます。提案内容審査では提案書を含む提出書類の記述内容につきまして、この選定基準に記載されている採点基準及び採点方法に基づきまして、委員の皆様は採点を行っていただきます。そして、審査項目ごとに算出した平均得点の総合計をもって応募者の点数から順位を決定いたします。

続きまして、4ページの3の提案内容審査のアの審査項目及び配点ですけれども、こちらについては、全庁的に使用しているひな形を基本にしておりますけれども、自主事業の大幅な拡充というふるさと農園の活用方法にあわせて、1項目追加しております。4の施設の効用を最大限発揮するものであることという枠の中の(9)自主事業の実現及び継続可能性を追加いたしました。こちらについては、自主事業の提案の実現と赤字などの理由によりまして、指定期間の途中で中止になることがないように審査をしようというものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。審査項目の配点の考え方ですけれども、標準的なひな形からの変更箇所についてご説明いたします。審査項目と配点、配点理由をページの中ほどの表にまとめてありますけれども、4の(6)施設の事業の効果的な実施の項目につきましては、農林業体験教室等の各種事業を充実させるためには、指定管理者のノウハウを十分に活用することが重要であり、配点を5点から10点に変更してございます。

次の4の(8)自主事業の効果的な実施の項目については、自主事業の積極的な実施によりまして、農との触れ合いの機会の充実を図っていきたいと考えておりますことから、配点を5点から20点に変更してございます。こちらの項目については後ほどご説明いたしますが、小項目を3つ設けて、それぞれ10点、5点、5点、それで、合計で20点としたいと考えております。

続きまして、ページの下の方のウの各項目の審査・採点方法についてですが、(ア)

に記載のとおりですけれども、原則として、AからEの5段階評価により行います。

6 ページの中ほどのイの a の部分に委員の皆様にご評価していただく項目を記載してありますが、審査項目ごとに審査基準を設けております。イの b の項目については、事務局が機械的に採点審査を行います。

7 ページからが採点の基準ですけれども、10 ページをお願いいたします。10 ページの下の方の部分ですけれども、(8)の自主事業の効果的な実施ですけれども、先ほどご説明させていただいたものですけれども、小項目を3つ設けておまして、1つ目が、施設の効用を高めるために有効であるかについて配点を10点。2つ目が、施設、これは特に田園エリアですけれども、有効に活用できているかで配点を5点。3つ目につきましては、近隣への影響が生じる事業の場合、その対策は十分かという部分で配点を5点としてございます。

11 ページをお願いいたします。こちら先ほどご説明いたしましたけれども、自主事業のビジネスモデルを審査するということで、配点は5点としまして、審査基準は記載のとおりといたしました。

以上のとおり、審査項目及び配点を見直しました結果、全体では165点満点ということになります。

続きまして、資料4として、様式集をつけてございますけれども、こちらについては全庁的に使用しているひな形を基本といたしまして、審査項目の見直しにあわせて一部様式の追加などを行っているものでございます。

資料に基づく説明は以上でございます。

それで、公募に当たりましては、ご説明させていただいた資料のうち、募集要項、管理運営の基準、指定管理者指定申請書、それから、基本協定書については公表いたします。選定基準につきましては、適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されますことから、選定が終了するまでは公表しないということにさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

【委員】 資料1の6ページの数値目標のところですが、諸室利用者数というのは数字が客観的に把握できると思いますが、利用者満足度の90%以上というのは、利用者アンケートの設問項目の内容とか、そもそもアンケート数が十分あるかどうかとか、そういったことに影響を受けると思います。設問項目の内容によっては、90%というのはかなり高いレベルになる可能性があります。いかがでしょうか。

【時田農政センター所長】 確かにおっしゃるとおり、施設利用者数のほうはしっかり数字が押さえられます。利用者満足度については、90%というかなり高目の目標を設定したような気はしていますが、これはアンケートその他ではかつていこうというふうには思っています。満足度、どこをもって満足というかですけれども、少しでも満足していただければ満足という具合に入ると、やはり90%ぐらいを求めたいという、思いとしては我々は持っています、それで90%ということにさせていただいた。

他の施設でも、千葉市内でも指定管理施設の中で利用者満足度を評価の基準にしてい

る部分もありまして、そこも 90%という数字を置いているところがありました。

【委員】 例えば5段階で聞くとして、大いに満足である、満足である、どちらともいえない、不満足である、大変不満足であるとする場合、どちらともいえないというところに集計される数が比較的多くなると思いますが、それを「満足」として見なさない、90%という数字の達成はかなり厳しくなると予想されます。

【時田農政センター所長】 聞き方にもよりますけれども、真ん中のそのどちらでもないという選択肢をつくるかどうかというのも検討させていただきたいと思います。

というのは、どちらかという満足、どちらかという不満。さらには大満足、大不満、大きな不満があるという区分けになる。4段階でとったらどうなのかという思いはあります。

その辺ちょっとはかり方としては今後研究させていただきたいと思いますが。

【委員】 はい、わかりました。以上です。

【部会長】 関連して、この成果指標の数値目標の利用者数ですけれども、年間 8 万 7,000 人から 1 万 3,000 人に変更なさっているんですけれども、これはどういう趣旨なのか。

【時田農政センター所長】 今、現状の指定管理の中では、園内を散歩、散策される方まで数えた上で 8 万 7,000 という数字を置いているんですけれども、その散歩利用者もなかなか、今後、田園エリアを違う活用にしていくと、そこを成果指標にはなかなかしにくいものですから。

今現状も明らかに捉えられている数字としては、有料施設の利用者数がありまして、その利用者数については、今現状が 1 万 2,000 弱ということになっていまして、その部分の利用者をもって評価したい、今の成果としたいというふうに考えたものでございます。

【部会長】 それで、過去の施設利用者数だけに絞るとどのぐらいになるんですか。

【時田農政センター所長】 すみません、説明が足りませんで。27 年度で 1 万 500 人ほど。28 年度で 1 万 2,000 人ほど。29 年度は 1 万 3,000 人近く。この 3 年間を平均しますと、約 1 万 2,000 ということになっていまして、その 3 年間の平均を約 1 割増しにした 1 万 3,000 人以上というのを目標とさせていただいたということです。

【部会長】 それと、利用者満足度だけれども、この母体になる利用者というのは諸室利用者に限定するのか、それとも、今言われたはじかれるところの散歩者みたいな人たちも対象にするんですか。どうなんですか。

【時田農政センター所長】 利用者満足度については、基本は広く対象にしたい。有料施設の利用者についてはもちろんですけれども、そのほかにも自主事業の利用者、あるいは、単純にお越しになった方、これは施設に置いておくアンケートとかそういう形になると思いますけれども、なるべく広くとりたいというふうには思います。

【部会長】 ほかに質問、意見等ございますでしょうか。

【委員】 すみません、同じ利用者数なんですけれども、過去 3 カ年のアベレージ、プラスことの 1 割ということですね。それと、さっきちょっと見ていたんですけれども、参考資料 4 があるじゃないですか。この中の実績値というのが、真ん中あたりに成果指

標の推移ということが書いてあります。利用者数。この中で、26 から 29 まで一応載っていますけれども、先ほど時田さんがお話した数字とこれは違うんだけれども、これは何でしたっけ。

【時田農政センター所長】 はい。これは、有料施設、プラス、施設に赤外線で人が通過すると数が数えられるような仕組みを持っていまして、いわゆる散歩の利用者だとかも。

【委員】 散歩の利用者分が抜けているの。

【時田農政センター所長】 ほんとうに単純な施設に出入りした数がこちらの 29 年度までの参考資料 4 にある 10 万人という数字なんです。

有料施設のほうは、先ほど少し説明させていただいた 1 万 2,000 人程度が今現状の利用者数です。

この利用者の捉え方なんですけれども、ほんとうに散歩利用を含めて成果とするのがいいのかどうかというのは議論があるかもしれませんが、今回は明らかにとれる数として有料施設の利用者数を成果指標にしたいということです。

【委員】 なるほど。わかりました。いいです。

【時田農政センター所長】 はい。

【部会長】 それでは、特段の意見等はないようですので、事務局案のとおりといたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 では、次に、次回の事業者選定における審査方法等について事務局より説明をお願いいたします。

【石出農政課長】 それでは、お手元の資料 6 をお開けいただきたいと思います。資料 6、事業者選定に係る審査方法等についてをご覧ください。審査方法等については、全庁的に標準的な案は示されてはおりますが、具体的な方法については委員会ごとに設定できる取り扱いとなっております。今回、事務局案をお示しいたしましたので、ご意見等をいただければと存じます。

まず、審査の順ですが、提案書の受付順に事業者ごとに審査いたします。

次に、進め方についてですが、最初に事業者からのプレゼンテーションを 10 分以内で、提案の中で最も重点を置いた部分を説明していただきます。

次に、各委員からのヒアリングとして、提案書に対する質疑応答を 15 分以内で行い、質疑応答後は事業者に退席していただきます。進め方の 1 番、2 番の時間配分につきましては、現段階では時間を決めておりませんが、応募者数等を踏まえて調整したいと考えております。時間の割合等についてご意見があれば、この場で承れればと存じます。

次に、委員間での確認ですが、これは採点を行う前に委員間で確認しておきたい事項、例えば財務にかかわる項目について、専門家である公認会計士の意見を聞いておきたいといった場合について確認をしていただくことになっており、採点に係る委員間の認識の統一を図ることを目的としたものでございます。

その後、委員の皆様へ採点をしていただくことになります。

これを事業者ごとに繰り返し行い、全事業者終了後、事務局から集計結果をご説明し、

委員間での協議の後、最終的に応募事業者の順位等を決定していただきます。

事務局案としての説明は以上でございます。

【部会長】 ただいまの説明に対してご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

これは、具体的に、資料を見ればわかるんでしょうけれども、提案書の締め切りはいつでしたっけ。

【時田農政センター所長】 9月7日です。

【部会長】 はい。それで、その評価の次回委員会はいつでしたっけ。

【時田農政センター所長】 28日です。

【部会長】 それで、これは事前に資料が委員に来るんですよね。

【時田農政センター所長】 はい。

【部会長】 それはいつごろ来る予定でありますか。

【時田農政センター所長】 それは。我々のほうで、いわゆるうちの審査ではじく部分もありますので、少し提案書の締め切りから期間をいただくとありますが、9月18日ごろに、委員会の10日前ごろをめどにお渡しできると思います。

【副部会長】 ちょっとよろしいですか。進め方の1、提案の中で最も重点を置いた部分を説明というのは、重点を置くというのは、提案者が重点を置いたというふうに。

【時田農政センター所長】 はい、そういう感じだと思います。

【副部会長】 提案者が重点を置いた部分を説明いただければいいということなんですね。

【時田農政センター所長】 はい。

【副部会長】 そういうふうに提案者には説明する。

【時田農政センター所長】 そうです、はい、そのとおりです。10分という短い時間なので。

【副部会長】 主要な部分だけを。

【委員】 今度の審査は事務局側は採点はしないんですよね。

【時田農政センター所長】 はい、委員さんの採点。

【委員】 欠格事項とかそういうものの事前審査はするけれども、内容審査はしない。どこかに書いてありましたよね。

【時田農政センター所長】 はい。

【部会長】 大体のイメージで結構なんですけれども、どのぐらいの公募者の委員会になりそうですか。大体イメージとして。

【時田農政センター所長】 ちょっとほんとうにふたをあけてみないとわからない部分がありますけれども、数社ではなかろうかと思いますが。そんなこぞってどんと来るかどうかというのは、ほんとうに我々もふたをあけてみないとわからない状況です。数社程度。

【副部会長】 今までの対象が経費の削減という面があったのに対して、今回のほうは、成果の達成の方法を提案する。どうやって実現するかという面が多くなって、特に自主事業の、こういうことでやりたいという提案の内容を知りたいということになりま

すよね。ということは、今までの応募者とは種類の違う、よくわからないですけども、いわゆるスポーツ的なものについていろいろ全国的に展開されている応募者がいらっしゃるんですけども、農業のことに関して、こういう提案をしたものは、市のほうとしては、現実にはそういうことの、事実、そういうもので成功しているような提案者はいらっしゃるんですか。

【時田農政センター所長】 農業系の施設でも指定管理に出しているところというのは他の市町村でもありまして、大成功しているかどうかまではあれですけども、一定レベルの成果を上げていらっしゃる場所もあるとは思っています。

今回、コストとの兼ね合いですけども、我々のほうは、先ほどご説明した審査基準の中で、自主事業の部分について 20 点という配点にしたんですけども、これはコストについての評価をする部分も、実は標準で 20 点ありまして、そことほぼ同等の点数を配点して、自主事業をもって施設全体での農との触れ合いの充実が図ればというふうに思っているものです。

【部会長】 今度、指定する指定期間というのは 5 年ですね。

【時田農政センター所長】 はい。標準の 5 年間を考えています。

【部会長】 ほんとうにふたをあけてみなければわからないところもありますけれども、ほかに審査方法について何かご意見ございましたらお願いいたします。

審査方法に関しましては特段の意見等はないようですので、事務局案のとおりとさせていただきます。

本日予定されていた議題は以上で終了となります。

以上をもちまして、平成 30 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を閉会いたします。

—— 了 ——